

2026年5月21日

## 「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する 中間試案」に対する意見

公益社団法人日本監査役協会

2026年4月2日付けで法務省民事局参事官室から公表された「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」（以下「試案」という。）について、当協会の意見は以下のとおりです<sup>1</sup>。

### 記

#### 第3部 企業統治の在り方に関する規律及びその他の規律の見直し

##### 第1 指名委員会等設置会社制度の見直し

##### 2 監査委員会の権限等の見直し

- (1) 指名委員会等設置会社の取締役のうち、執行役を兼ねている取締役及び業務執行取締役（注）は、監査委員会の議事録の閲覧又は謄写をすることができない。

（注）監査委員会の議事録の閲覧又は謄写を認めない取締役の範囲については、執行役を兼ねている取締役及び業務執行取締役に限らず、①監査委員でない全ての取締役とするとの考え方や、②監査委員でない取締役のうち、社外取締役以外の取締役とする考え方もある。

意見 指名委員会等設置会社の取締役による監査委員会の議事録の閲覧又は謄写を禁止することに賛成であり、閲覧又は謄写を認めない取締役の範囲については、（注）①の考え方に賛成する。

理由 会社法上、監査役会及び監査等委員会の議事録は、株主がその権利を行使するため必要があるときには裁判所の許可を得て閲覧及び謄写を請求できるが（会社法 394 条 2 項、399 条の 11 第 2 項）、監査役（会）設置会社における取締役及び監査等委員会設置会社における監査等委員ではない取締役には閲覧・謄写権は認められていない。

これに対し、指名委員会等設置会社における三つの委員会の議事録は、当該会社の取締役であれば、委員会の構成員でなくとも閲覧及び謄写が可能となって

---

<sup>1</sup> 本意見は、当協会が公表した「会社法改正に係る提言（指名委員会等設置会社における監査委員会制度を中心に）」（2025年7月22日 <https://www.kansa.or.jp/support/library/post-14243/>）及び「有価証券報告書の早期開示及び有価証券報告書と事業報告等の一体開示・一本化に係る意見」（2025年11月26日 <https://www.kansa.or.jp/support/library/post-14521/>）の内容に基づきつつ、試案に沿って再構成したものである。

おり（会社法 413 条 2 項）、他の二つの機関設計とは異なる規律となっている。

監査委員（会）において同等の独立性を確保するためには、閲覧及び謄写の禁止の対象は監査委員以外の取締役とするべきである。

- (2) 株式会社は、株主総会の決議によって取締役を選任するに際して、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会（以下「各委員会」という。）の委員に選定されることが予定されている取締役については、その旨を株主総会参考書類に記載しなければならず、かつ、各委員会の委員に選定予定の取締役として株主総会参考書類に記載された者が予定された委員に選定されなかった場合又は当該委員を解職され若しくは辞任した場合及び株主総会参考書類に記載されていなかった者が各委員会の委員となった場合には、その旨及びその理由を事業報告に記載しなければならない。

意見 (2) について賛成である。

理由 監査役（会）設置会社における監査役や、監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役は、株主が直接、株主総会で選任し、監査役会や監査等委員会が、監査役や監査等委員である取締役の選任議案に関する同意権及び提案権をそれぞれ有しており（会社法 343 条 1 項から 3 項、344 条の 2 第 1 項、2 項）、監査役会・監査等委員会に実質的な候補者の決定権限がある。

これに対して、指名委員会等設置会社では、取締役候補者の決定権は指名委員会にあり（会社法 404 条 1 項）、三つの委員会の委員は株主総会で取締役として選任され、その後取締役会にて指名委員、監査委員、報酬委員として選定される（会社法 400 条 1 項、2 項）。また、取締役会は、各委員会の委員をいつでも解職できる（会社法 401 条 1 項）。

このように、指名委員会等設置会社の監査委員は取締役会の決議により選ばれるため、取締役会の多数派の意向で、任期中いつでも交替させられる可能性があり、また、監査委員会は、取締役会における監査委員の選定についても、さらに、監査委員となることが予定されている取締役の選任議案の決定についても、同意権や提案権を有しない。

そのため、例えば、執行側の不正の疑いを指摘した監査委員が取締役会の決議により交替させられるというように、実効性のある監査が困難となるおそれがある。

そこで、試案にあるように株主総会参考書類及び事業報告へ記載することとすれば、取締役会に説明責任を課すことになり、取締役会の多数派による恣意的な監査委員の選定・交替を抑止する効果が期待できる。

また、取締役候補者のうち誰がどの委員会の委員に就任することが予定されているかを株主総会参考書類に明記させることは、選任議案への賛否の判断を行う株主に対する情報提供の観点からも有益と考えられる。

さらに、株主総会参考書類への記載を義務付けることにより、誰を監査委員就任予定者とするかが、株主総会の招集について決議する取締役会の決議事項に含まれることになるため、現職の監査委員である取締役は、株主総会の招集の件を取締役会にて決議する際に、監査委員会の構成や候補者について意見を述べる機会が与えられることになる。これにより、監査委員会に監査委員候補者の同意権や提案権を付与することに近い効果が期待でき、もって監査委員の独立性の強化につながるものとする。

**(注) 監査委員を解職された者又は辞任した者は、その後最初に招集される株主総会に出席して意見を述べるができるとする考え方もある。**

意見 (注) について賛成である。

理由 監査役(会)設置会社における監査役及び監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役を解任するには、株主総会の特別決議を要し(会社法343条4項、309条2項)、また、監査役や監査等委員は、株主総会において、監査役や監査等委員の選任・解任・辞任について意見を述べるができる(会社法345条1項、2項、4項、342条の2第1項、2項)。これに対し、指名委員会等設置会社における監査委員は、任期中いつでも取締役会の決議によって解職することができ、監査委員は、選定・解職・辞職について、株主総会における何らの意見陳述権も与えられておらず、他の二つの機関設計とは異なる規律となっている。

監査委員(会)について他の二つの機関設計と同等の独立性を確保するために、試案にある意見陳述権を付与することが必要と考える。

**(後注) 常勤の監査委員を選定していない指名委員会等設置会社においては、①監査委員会の職務を補助すべき常勤の取締役又は使用人(以下「常勤補助者」という。)を設置しなければならない旨又は②監査委員会が常勤補助者の設置の可否を決定することができる旨の規律を設ける考え方もある。**

意見 (後注) について賛成である。特に①の採用がより望ましいものとする。

理由 監査役会設置会社では常勤監査役の設置が義務付けられているが(会社法390条3項)、指名委員会等設置会社においては、組織監査を想定しており、常勤者の設置は義務付けられていない。常勤の監査委員の設置を義務付けず、かつ、監査委員会に監査委員の選任・解任について同意権も提案権もないとする現行の法制を維持する場合は、取締役会の意向によって、常勤の監査委員となりうる取締役候補者が選任されない場合がありえ、その場合には、常勤監査委員の不在を補い、監査を充実させるための代替案として、常勤の補助使用人が選任されるよ

うな法改正を強く期待する<sup>2</sup>。

そこで試案の（後注）①の内容を踏まえて、常勤の監査委員を置かない指名委員会等設置会社には、1名以上の常勤の補助使用人の設置を会社法で義務付け、また、常勤の補助使用人の選解任については、監査委員会に同意権を与えることとされたい。

また、①が採用されない場合にあっては、②の補助使用人設置の要否の決定権を監査委員会に付与すべきである。

なお、「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案の補足説明」（以下「補足説明」という。）で、「指名委員会等設置会社の監査委員会についてこのような規律を設ける場合には、監査等委員会設置会社の監査等委員会についても同様の規律を設けることを検討する必要があると考えられる。」とあり、これについても、三つの機関設計の不均衡の是正という意味で、賛同する<sup>3</sup>。

### 第3 事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化

事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化に関し、次の1及び2の規律を設けるものとする。

- 1 上場会社が電子提供措置開始日までに事業報告等（計算書類及び事業報告並びに連結計算書類をいう。以下同じ。）の開示事項の全てを記載した有価証券報告書を提出した場合には、事業報告等を作成することを要しない。
- 2 会計監査人が1の有価証券報告書について金商法に基づく監査をした場合には、会社法に基づく会計監査人の監査をすることを要しない。

（注）本文1の見直しをする場合には、有価証券報告書のうちの事業報告等の開示事項に相当する部分について、事業報告等に関する会社法の規定（本文2の規定を除く。）を適用することを想定している。

意見① 試案に沿って法改正がされる場合、「事業報告等の開示事項の全てを記載した有価証券報告書」が、監査役・監査委員・監査等委員（以下「監査役等」という。）

---

<sup>2</sup> 当協会の調査によると、指名委員会等設置会社の回答会社のうち97.1%は補助使用人を設置しており、また、同じく回答会社のうち73.5%は常勤（専任）（調査本文では「専属」と表記）の補助使用人を設置している。このような実態に鑑みると、少なくとも、常勤の監査委員を選定しない場合の補助使用人の設置の義務付けは、実務上の過度な負担となるものではないと考えられる。

日本監査役協会「第26回 定時株主総会後の監査役等の体制に関する年次調査 集計結果」（2025年12月18日）

<https://www.kansa.or.jp/support/library/post-14556/>

<sup>3</sup> 前掲2の調査によると、監査等委員会設置会社の回答会社のうち59.8%は補助使用人を設置しており、また、補助使用人を設置している会社のうち42.0%は常勤（専任）（調査本文では「専属」と表記）の補助使用人を設置している。

の監査対象となるところ、「有価証券報告書のうちの事業報告等の開示事項に相当する部分」に該当する箇所については、他の開示事項との区別を明確にすべきである。

理由 監査役等は、会社法上、事業報告等（計算書類及び事業報告並びに連結計算書類をいう。以下同じ。）の監査を行い（会社法 436 条 1 項、2 項、444 条 4 項）、所定の事項を記載した監査報告を作成する義務がある（会社法施行規則 129 条、130 条、130 条の 2、131 条、会社計算規則 122 条、123 条、127 条、128 条、128 条の 2、129 条）。有価証券報告書（以下「有報」という）については、監査役等による監査報告の作成は求められていないが、有報の作成・開示は取締役の重要な職務執行であることから、会社法 381 条 1 項等の規定に基づき、有報の作成・開示に関する取締役の職務執行を監査対象としている<sup>4</sup>。このように、事業報告等及び有報の双方について監査役等による監査の対象としていることから、「事業報告等の開示事項の全てを記載した有価証券報告書」は監査役等の監査対象となると思料する。一方で、事業報告等については監査役等による監査報告の作成が義務付けられているが、有報についてはそのような義務付けはされていない。このように、事業報告等と有報については、監査役等による監査の結果の表明の可否において相違があるため、「事業報告等の開示事項の全てを記載した有価証券報告書」のうち、どの箇所が「有価証券報告書のうちの事業報告等の開示事項に相当する部分」に該当し、事業報告等に関する監査報告の作成対象となるのかを明確にする必要がある<sup>5</sup>。

意見② 意見①に関連し、特に有報に記載されるサステナビリティ情報について、事業報告における開示事項との関係を明確にされたい。仮に、事業報告における開示事項に含まれるとする場合には、会社法上の会計監査人の監査の相当性判断と同様の仕組みを導入すべきである。

理由 2027 年 3 月期以降、有報にサステナビリティ情報の開示と保証の仕組みが段階的に導入される。「事業報告等の開示事項の全てを記載した有価証券報告書」に記載されるサステナビリティ情報が、事業報告における「株式会社の状況に関

---

<sup>4</sup> 会社法上、監査役等は取締役（指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役をいう。以下同じ。）の職務執行を監査するものとされ（会社法 381 条 1 項、399 条の 2 第 3 項 1 号、404 条 2 項 1 号）、有報の作成・開示については、会社法上の明文の規定はないが、その作成・開示は金商法関係法令（金商法 24 条等）の遵守に係る取締役の重要な職務執行であることから、監査役等は、有報の作成・開示に関して不正行為や法令に違反する重大な事実がないかどうか等の監査を行う必要がある。加えて、金商法は、有報に虚偽記載等がある場合には、監査役等自身も損害賠償責任を負うと規定しているため（金商法 24 条の 4、22 条、21 条）、有報の記載内容にも監査役等の責任は及ぶと考えられる。

<sup>5</sup> 「補足説明」132 頁に掲載された【参考図】のベン図の A、B、C に該当する項目をそれぞれ明確にするという趣旨である。

する重要な事項」にも該当する<sup>6</sup>として、「有価証券報告書のうちの事業報告等の開示事項に相当する部分」に含まれるとされる場合には、監査役等による監査報告の作成対象となる。一方で、サステナビリティ情報には独立した第三者の保証が行われるため、会社法上の会計監査人の監査の相当性判断<sup>7</sup>と同様に、監査役等は第三者の行ったサステナビリティ保証につき相当性の判断を行うことをもって、サステナビリティ情報について監査を行ったものとする制度設計が考えられる。そのための法整備を求めるものである。

## その他

意見 近時、有報の開示事項が増加する一方であり、監査の負担も大きくなっているため、金融庁金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループでもテーマの一つに挙げられた、有報の記載事項の整理について、今後は議論が進むことを期待する<sup>8</sup>。

以上

---

<sup>6</sup> 経済産業省作成の有報と事業報告等との比較表

(<https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/sokaimaekaiji/shien1-1.pdf>)によれば、有報の「第2 事業の状況」の記載事項はすべて事業報告における「株式会社の状況に関する重要な事項」や「株式会社の現況に関する事項」等に該当するものとされている。

<sup>7</sup> 「事業報告等の開示事項の全てを記載した有価証券報告書」への監査役等の監査については、法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会 第9回会議において「なお、13 ページ目の（注2）の会計監査人が金商法に基づく監査をした場合には、会社法に基づく会計監査人の監査をしなくともよいものとするという点ですが、会社法に基づく会計監査人の監査に関する規律を適用しないこととするわけではなく、金商法に基づく監査を会社法に基づく会計監査人の監査とみなして会社法の規律を適用することを想定しています。例えば、監査役による監査は、金商法に基づく公認会計士又は監査法人による監査の方法や結果の相当性などについて行われることを想定しております。」と説明されている（「法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会 第9回会議 議事録」5～6頁 相澤関係官発言）。

<https://www.moj.go.jp/content/001457966.pdf>

また、「補足説明」138頁においても、「監査役等の監査については、現行法における監査役等の監査と同等の監査（金商法に基づく監査証明のうち会社法上の会計監査に相当する部分、すなわち計算書類及びその附属明細書に相当する部分に対する金商法に基づく監査に係る監査人（会計監査人）の職務の遂行の監査という点に重点を置いた監査）が行われる必要がある。」とされている。

<sup>8</sup> 金融庁金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」（第1回）議事次第「資料3 事務局資料」

[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/disclosure\\_wg/shiryoku/20250826/03.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/disclosure_wg/shiryoku/20250826/03.pdf)